

令和7年第1回
美唄市議会臨時会会議録
令和7年1月30日(木曜日)
午前9時59分 開会

1番 永 森 峰 生 君
2番 伊 原 潤 司 君
3番 江 川 いつみ 君
4番 海 鉾 則 秀 君
5番 古 賀 崇 之 君
6番 吉 岡 建二郎 君
7番 本 郷 幸 治 君
8番 齋 藤 久美夫 君
9番 山 上 他美夫 君
10番 森 明 人 君
11番 川 上 美 樹 君
13番 松 山 教 宗 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期決定の件
第3 諸般報告
第4 議長報告
第5 市政報告
第6 承認第1号 専決処分の承認を求め
る件(令和6年度美唄市一般会計補正
予算(第10号))
第7 議案第1号 美唄市給与条例の一部
改正の件
第8 議案第2号 美唄市議会議員の議員
報酬及び費用弁償等に関する条例及
び美唄市特別職の職員の給与に関す
る条例の一部改正の件
第9 議案第3号 美唄市企業職員の給与
の種類及び基準に関する条例の一部
改正の件
第10 議案第4号 美唄市病院事業管理者
の給与に関する条例の一部改正の件
第11 議案第5号 美唄市病院事業職員の
給与の種類及び基準に関する条例の
一部改正の件
第12 議案第6号 令和6年度美唄市一般会
計補正予算(第11号)

◎出席議員(14人)

議長 谷 村 知 重 君
副議長 楠 徹 也 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 恒 君
副 市 長 土 屋 貴 久 君
総 務 部 長 村 上 孝 徳 君
市 民 部 長 児 玉 ゆかり 君
保健福祉部長 猪 谷 憲 恭 君
都市整備部長 清 水 真 史 君
経 済 部 長 佐 藤 剛 司 君
病院事務局長 藤 井 俊 偵 君
総務部総務課長 平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐 上 村 名津美 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 門 田 昌 之 君
次 長 新 宗 晃 君

午前9時59分 開会

●議長谷村知重君 ただいまより、本日をも
って招集されました、令和7年第1回美唄市議
会臨時会を開会いたします。

●議長谷村知重也君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13番 松山教宗議員

1番 永森峰生議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議長報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第5、市政報告

に入ります。

●市長桜井恒君(登壇) 令和7年第1回市議会臨時会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

初めに、「損害賠償請求事件の終局」について申し上げます。

令和2年5月1日に成年後見等開始の審判申立てがなされたことにより、権利の侵害を受けたとされる市民が原告となり、美唄市ほか2名を被告とした「令和5年(ワ)第31号損害賠償請求事件」につきましても、原告側は、札幌地方裁判所岩見沢支部による請求棄却の判決を不服とし、控訴を提起していたところですが、令和6年12月24日の札幌高等裁判所による控訴状却下命令により、第一審の勝訴判決が確定し、本件控訴は、同日をもって終局しました。

次に、「調停の成立」について申し上げます。

令和4年4月1日付け指定緊急避難場所の土地賃貸借契約に係る明渡しが契約期間満了後になったことについて、契約の相手方に対して負担する適正な債務額の確定を求めていた「令和6年(メ)第3号債務額確定調停事件」につきましても、令和6年12月24日に札幌地方裁判所岩見沢支部岩見沢簡易裁判所において第2回の調停が行われ、調停調書による調停条項に基づき、調停委員、相手方及び美唄市の三者による合意がなされたことから、本件調停は、同日をもって成立しました。

以上、申し上げます報告を終わります。

●市長谷村知重君 市政報告に対する質疑集約のため、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件については、別にご発言も無いようですので、これをもって市政報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第6、承認第1号専決処分の承認を求める件(令和6年度美唄市一般会計補正予算(第10号))を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました、承認第1号専決処分の承認を求める件(令和6年度美唄市一般会計補正予算(第10号))について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、専決第1号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第10号)について、累積降雪量及び積雪量の数値が過去5年間の平均を上回っている状況から、市民生活の安全を確保するための道路の除排雪経費について増額計上したもので、急を要することから地方自治法の規定により、去る1月16日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ2億4,900万円を追加し、補正後の予算総額を205億6,400万円にしたものであります。

補正内容につきましては、歳出から申し上げますと、土木費に「除排雪事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対

応する地方交付税を補正し、財源対応をいたしました。

よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

●議長谷村知重君 これより、承認第1号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います、

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第1号専決処分の承認を求める件(令和6年度美唄市一般会計補正予算(第10号))**については、原案のとおり承認されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第7、議案第1号美唄市給与条例の一部改正の件ないし日程の第11、議案第5号美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件の以上5件について、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、令和6年人事院勧告に基づき、一般職の給料及び各手当の改定を行うため、必要

な改正を行うものであります。

次に、議案第2号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、令和6年人事院勧告に基づく一般職の給与の改定に併せて、市議会議員及び特別職の期末手当の改定を行うため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第3号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、令和6年人事院勧告に基づき、一般職の各手当の改定を行うため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第4号美唄市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、令和6年人事院勧告に基づく一般職の給与の改定に併せて、病院事業管理者の期末手当の改定を行うため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第5号美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、令和6年人事院勧告に基づき、一般職の各手当の改定を行うため、必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 ただいま提案理由の説明がありました、議案第1号ないし議案第5号の以上5件については、大綱質疑にとどめ、所管の委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これより、議案第1号ないし議案第5号の以

上5件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第1号及び議案第2号は、総務・文教委員会に、議案第3号ないし議案第5号については、産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

●議長谷村知重君 次に日程の第12、議案第6号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました案件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第6号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第11号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越明許費、第3条地方債について、補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ7,021万9,000円を追加し、補正後の予算総額を206億3,421万9,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、衛生費には、今年度の医療費助成について、小学生の外来が増加傾向にあり、扶助費に不足が見込まれることから「子ども医療費助成事業」を計上いたしました。

商工費には、美唄国設スキー場の整備について、防衛省補助事業として内示通知を受けたため、実施設計を行う「美唄国設スキー場

整備事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、道支出金、繰越金、市債を計上し、財源対応をいたしました。

第2条繰越明許費の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「美唄国設スキー場整備事業」について、令和6年度中に事業が完了できないため、繰越明許費を追加するものであります。

第3条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「美唄国設スキー場整備事業」の実施に伴う財源として、「美唄国設スキー場整備債」2,190万円を発行するため、地方債の限度額を追加するものであります

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第6号については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第6号について、大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、大綱質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第6号については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

永森峰生議員、伊原潤司議員、
江川いつみ議員、海鉾則秀議員、
古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、
本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、
山上他美夫議員、森明人議員、
川上美樹議員、楠徹也議員、
松山教宗議員

の以上13人の議員を指名いたします。

この際、予算審査特別委員会の開催のため、休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午後 1時09分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、総務・文教に付託されました、議案第1号美唄市給与条例の一部改正の件及び議案第2号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件、産業・厚生委員会に付託されました、議案第3号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件ないし議案第5号美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件及び予算審査特別委員会に付託されておりました、議案第6号令和

6年度美唄市一般会計補正予算(第11号)について、委員長報告を日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告を日程に追加することに決定いたしました。

これより、委員長報告に入ります。

議案第1号美唄市給与条例の一部改正の件ないし議案第6号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第11号)の以上6件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第1号及び議案第2号について、森総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長森明人君(登壇)

ただいま議題となりました、議案第1号美唄市給与条例の一部改正の件及び議案第2号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件の以上2件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、1月30日、委員会を招集して、審査いたしました。

議案第1号に対する質疑・答弁について申し上げます。

今回の給与条例の改正は、人事院勧告の内容に基づいたものとのことだが、ラスパイレ指数は改正の前後でどう変わるのか、との質疑に対し、令和6年度の数字が出ていないため、前後の比較はできないが、令和5年の数値

は97.2で、道内35市中、21番目となっている、との答弁がありました。

なお、議案第2号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第1号及び議案第2号の以上2件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第3号ないし議案第5号について、齋藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長齋藤久美夫君(登壇) ただいま議題となりました、議案第3号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件、議案第4号美唄市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正の件及び議案第5号美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件の以上3件について、産業・厚生委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、1月30日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第3号ないし議案第5号の以上3件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第6号について、川上予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長川上美樹君(登壇) ただいま議題となりました、議案第6号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第11号)

について、予算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、1月30日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 これより、議案第1号及び議案第2号について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第1号美唄市給与条例の一部改正の件及び議案第2号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の給与に関する条例の一部改正の件の以上2件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第3号ないし議案第5号について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第3号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件ないし議案第5号美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件の以上3件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第6号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第11号)**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和7年第1回美唄市議会臨時会は閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後 1時18分 閉会

